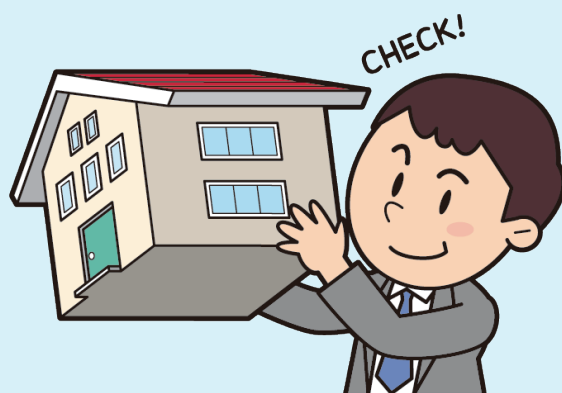


2015年2月26日より

空家等対策の推進に関する 特別措置法施行

空家活用が必要な理由

- ✓ 空家割合が13%を超え
- ✓ 建物の老朽化
- ✓ 景観の悪化
- ✓ 防犯・防災上の不安



京都市では3月27日、倒壊の恐れがあり所有者に連絡がつかない上京区の空き家を、建築基準法に基づき行政代執行で解体すると公告しました。

空家に指定されると
固定資産税が現行の**6倍**になります。

2019年をピークとして世帯数が減少し続けると予想され、不動産価値はますます減少していく予想されます。

あなたの眠っている資産を活用させて下さい
対策には、先ずはご相談・ご連絡下さい!

私達は京都中小企業家同友会で共に学んでいる同志です。
各スペシャリストが無料相談に応じます。

弁護士	京都シティ法律事務所	TEL.075-256-4650	弁護士	竹中芳晴（京都弁護士会所属）
司法書士	多田司法書士事務所	TEL.075-223-2272	司法書士	多田登（京都司法書士会所属）
税理士	瀬口絵美税理士事務所	TEL.075-744-1715	税理士	瀬口絵美（近畿税理士会下京支部所属）
保険業	有限会社アイネット	TEL.075-956-5645	F P技能士	藤田正広（日本ファイナンシャルプランナーズ協会所属）
不動産業	ユアーズライフ合同会社	TEL.075-382-5510	宅地建物取引士	吉田雅己（全日本不動産協会京都府本部所属）